

議案第32号

小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
について

小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小松島市条例
第39号）の一部を別紙のように改正する。

平成31年3月4日提出

小松島市長 濱田保徳

小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年小松島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後的小松島市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。